

令和7年度 畑地化促進事業について

村上市農業再生協議会

畑地化促進事業とは

水田を畑地化して、畑作物の本作化に取り組む農業者を支援する事業です。

●畑地化とは… 農地を水田活用の直接支払交付金の交付対象農地から除外する取組をいいます。

畑地化後は、交付対象水田に戻すことはできません。

※地目の変更を求めるものではありません。

事業内容

(1) 畑地化支援

水田を畑地化して、販売目的の高収益作物及び畑作物の本作化に取り組む農業者を支援します。

●高収益作物…産地交付金において交付対象となっている野菜・球根類

(ねぎ、えだまめ、ブロッコリー、オータムポエム、トマト、わらび、赤かぶ、玉ねぎ、キャベツ、
コンニャクイモ 球根類)

●畑作物…高収益作物以外の販売を目的とした作物

(麦、大豆、飼料作物(牧草を含む)、子実とうもろこし、そば、なたね、高収益作物以外の野菜等)

(2) 定着促進支援【(1)とセット】

水田を畑地化して、販売を目的とした高収益作物及び畑作物の定着等に取り組む農業者を
5年間、継続的に支援します。 ※基幹作のみ対象

(3) 土地改良区決済金等支援

令和7年度又は8年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地
改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

交付対象者

販売農家または集落営農

お問い合わせ先 (村上市農業再生協議会事務局)

村上市役所 農林水産課 TEL: 0254-53-3369 朝日支所 産業建設課 TEL: 0254-72-6883

荒川支所 産業建設課 TEL: 0254-62-3105 山北支所 産業建設課 TEL: 0254-77-3115

神林支所 産業建設課 TEL: 0254-66-6114



裏面に続きます

交付要件



【村上市 HP】

畑地化促進事業の対象となる農地について下記の要件があります。
要件の詳細・必要書類等を知りたい方は村上市 HP の「要件確認チェックシート」をご覧ください。

・ 現況において非農地に転換された土地(又は転換されることが確実と見込まれる土地)でないこと
・ たん水設備(畦畔等)・所要の用水を供給する設備(用水路等)の設備を有していること 又は土地改良区内にあっては水稻生産に要する用水を確保するための賦課金が支払われていること
・ 前年度において主食用米、戦略作物または産地交付金の対象となった作物が作付けされていること
・ おおむね団地化された畑地を形成していること 高収益作物:平地・中山間地域共通10a以上 畑作物:平地1ha以上・中山間地域0.5ha以上
・ 畑地化支援の交付後5年間は、(販売を目的として)申請した支援の対象となる作物の作付を行うとともに、交付後6年目以降も、本事業の趣旨に沿った農地利用を行う事
・ 地域の関係機関(土地改良区、農業委員会など)・関係者(土地所有者)と意見調整を十分に行い、畑地化することについて合意を得ること

交付単価

(1) 畑地化支援 ・ (2) 定着促進支援		
対象作物	畑地化支援 (令和6年度単価)	定着促進支援 (令和6年度単価)
高収益作物 (野菜・球根類等)	14万円/10a	<u>2万円(※3万円)/10a×5年間</u> または <u>10万円(※15万円)/10a(一括)</u> ※加工・業務用野菜等の場合
畑作物 (麦、大豆、飼料作物、そば 子実用とうもろこし等)	14万円/10a	<u>2万円/10a×5年間</u> または <u>10万円/10a(一括)</u>
(3) 土地改良区決済金等支援 定額(上限25万円/10a)		

今後のスケジュール

2月中旬	3月中	4月中	5月下旬	6月上旬
要望書提出締切	交付申請者の決定	要件確認書類 提出締切	協議会より 要件確認通知書の送付	経営所得安定対策 交付申請受付 (畑地化促進事業 交付申請)
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">要件確認書類の準備</div> 			

交付を希望する方は村上市役所農林水産課もしくは各支所産業建設課にご相談ください。

※本事業は申請内容をふまえて審査し、予算の範囲内で支援対象者が決定される交付金事業です。